

## プラスチック成形職種(圧縮成形作業)

作業の定義	<p>圧縮成形条件を設定した後で、加熱した金型内にプラスチック材料を投入(上型と下型からなる金型の下型に入れる)し、圧力をかけながらこれを加熱溶融させ、充分硬化させた後、当該成形品を取り出す一連の作業で、これを圧縮成形(コンプレッション成形)(※)という。 ※ 成形: 圧縮成形条件(金型温度等)の設定に基づく。</p>		
必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
	<p>(1)圧縮成形作業 ①圧縮成形機(トランスファー成形機含む)及び附属機器の操作、調整及び保守作業 ②成形品の仕上げ作業 ③成形品の寸法測定作業</p>	<p>(1)圧縮成形作業 ①圧縮成形機(トランスファー成形機含む)及び附属機器の操作、調整及び保守作業 ②材料及び金型の取扱い作業 ③成形品の良否の判定作業 ④成形品の仕上げ作業 ⑤成形品の寸法測定作業 ⑥作業記録の作成作業</p>	<p>(1)圧縮成形作業 ①各種成形材料の選定作業 ②各種成形材料の予備成形及び予熱条件の設定作業 ③成形条件の設定作業 ④圧縮成形機(トランスファー成形機含む)及び附属機器の操作、調整及び保守作業 ⑤金型の取扱い及び保守作業 ⑥成形不良の防止作業 ⑦成形品の仕上げ作業 ⑧成形品の寸法測定作業 ⑨作業記録の作成作業</p>
	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③圧縮成形工場における整理・整頓・清掃・清潔・躰(習慣)の遵守 ④圧縮成形作業で使用する機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p>		
関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。)	<p>(1)関連業務 ①射出成形作業 ②インフレーション成形作業 ③ブロー成形作業 ④圧縮成形品の二次加工作業 1.穴あけ作業 2.タッピング作業 3.パフ仕上げ作業 4.結合及び接着作業 5.塗装及び印刷作業 6.熱処理作業 (2)周辺業務 ①工場の作業環境整備作業 ②原材料・副材料・包装資材等の在庫管理(棚卸)作業 ③材料・製品の工場内搬送作業 ④製品の梱包・出荷作業 ⑤その他のプラスチック成形(真空成形、押出成形等) (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)	<p>①素材(材料)が混合されている場合、混合比率は重量比50%以上入っていること。 ②主に使用される素材(材料) 一つ以上必ず使用すること。 1.フェノールホルムアルデヒド(PF、フェノール樹脂) 2.ユリア・ホルムアルデヒド(UF、ユリア樹脂) 3.メラミン・ホルムアルデヒド(MF、メラミン樹脂) 4.エポキシド、エポキシ(EP、エポキシ樹脂) 5.ジアリルフタレート樹脂 6.不飽和ポリエステル(UP) 7.その他のプラスチック材料</p>		
使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)	<p>①機械・設備 1.圧縮成形機(トランスファー成形機、タブレット用成形機含む。) (例:型締力:260~400KN) 2.金型(金型取付用具) 3.金型温度調節機 4.エアコンプレッサ 5.金型分解用治具 6.安全装置 7.高周波予熱機 8.その他関係機械設備</p> <p>②器具等 1.ニツパ 2.のこり 3.やすり 4.スコヤ 5.レンチ 6.ドライバ 7.センタポンチ 8.ハンマ 9.木ハンマ 10.けがき針 11.スケール 12.ノギス 13.マイクロメータ(厚さ計) 14.ダイヤルゲージ 15.ハイトゲージ 16.限界ゲージ 17.鋼製巻尺 18.六角スパナ 19.メガネレンチ 20.プライヤ 21.六角レンチ 22.はけ 23.上皿天秤 24.表面温度計 25.台ばかり 26.へら(黄銅版) 27.黄銅棒 28.油といし 29.青粉又は青棒(研磨に使用するもの) 30.作業台 31.パラフィン 32.カルナバ 33.ワックス 34.ステアリン酸亜鉛 35.埋込金具 36.その他関係器具類</p>		
製品等の例(該当するものを選択すること。)	<p>製品例をあげるが、これらの分類が絶対的なものではない。 1.各種日用品 2.電子機器 3.家電製品 4.小型機械(部品) 5.小型船(部品) 6.自動車部品 7.食器 8.風呂 9.建築材料 10.その他の圧縮成形製品</p>		
移行対象職種・作業とはならない業務例	<p>1.搬送作業のみの場合 2.押出工程の作業のみの場合 3.発泡スチロール製造(ビーズ製法による)作業 4.二次加工工程作業のみの場合 5.圧縮成形機がない場合 6.発泡ポリプロピレンの圧縮成形作業 7.発泡ウレタン成形作業 8.真空圧縮成形作業 9.廃プラスチックの粉碎・圧縮作業 10.金型が上下の一方向しかない場合 11.関連業務及び周辺業務のみの場合</p>		